

(個人用)

## 誓 約 書

私は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律  
(以下「出会い系サイト規制法」という。) 第8条第1号から第6号に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は出会い系サイト規制法、児童福祉法第60条第1項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に出会い系サイト規制法第14条(事業の停止等)又は第15条第2項第2号(処分移送通知後の事業の停止)の規定による命令に違反した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 精神機能の障害によりインターネット異性紹介事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 6 未成年者(児童でない未成年者にあつては、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者及びインターネット異性紹介事業者の相続人でその法定代理人が前記1から5のいずれにも該当しないものを除く。)

のいずれにも該当しないことを誓約します。

神奈川県公安委員会 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(役員用)

## 誓 約 書

私は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律  
(以下「出会い系サイト規制法」という。) 第8条第7号に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は出会い系サイト規制法、児童福祉法第60条第1項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に出会い系サイト規制法第14条(事業の停止等)又は第15条第2項第2号(処分移送通知後の事業の停止)の規定による命令に違反した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 精神機能の障害によりインターネット異性紹介事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 6 児童

のいずれにも該当しないことを誓約します。

神奈川県公安委員会 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(識別符号付与業務の委託を受ける者用)

## 誓 約 書

私は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律  
施行規則第5条第3項第1号イからへに掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 4 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 5 精神機能の障害によりインターネット異性紹介事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 6 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第13条（指示）、第14条（事業の停止等）又は第15条第2項（処分移送通知後の指示・事業の停止）の規定による処分を受けた日から起算して5年を経過しない者（当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分に係る弁明の機会の付与の通知がなされた日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該処分の日から起算して5年を経過しない者を含む。）

のいずれにも該当しないことを誓約します。

神奈川県公安委員会 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名